

委員会提出議案第1号

中間市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり改正することについて、議会の議決を求める。

令和7年3月26日提出

提出者 議会運営委員会委員長 柴田 広 辞

中間市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

中間市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年中間市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

中間市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

【中間市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例】

提案理由

今回の条例改正は、刑法等の改正により、本条例の改正が必要になりましたことから、中間市議会会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会において、議案の提出を行うものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、まず、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されましたことから、本条例で科している刑罰につきまして、法と同様に「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、条例の改正前の行為に対する罰則の適用等につきまして、所要の経過措置を設けております。

なお、改正条例の施行日は、法改正の施行の日といたしております。